

令和3年度第3回 蕨市国民健康保険運営協議会会議録

■日 時 令和3年10月21日（木） 午後2時～午後3時30分

■場 所 市役所（仮設庁舎）3階 委員会室

■出席者（敬称略）

委 員 植田富美子（会長）、田村明人（会長代理）、山脇紀子、先崎隆、加山千恵子、
金子健二

頼高英雄市長

事務局 阿部泰洋（市民生活部長）、藤野聡雄（納税推進室長）、
大山麻美子（医療保険課長）、加藤晶大（医療保険課長補佐）、
平井典子（医療保険課係長）、三井莉永（医療保険課主事）、
花見至（医療保険課主事）

■次 第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 市長挨拶
4. 蕨市国民健康保険税の税率の見直しについて（諮問）
5. 審議事項
 - （1）議案第1号 蕨市国民健康保険条例の一部改正（案）について
 - （2）議案第2号 蕨市国民健康保険税の税率の見直しについて
 - （3）その他
6. 閉会

■内 容

【1. 開会】

【2. 会長挨拶】

季節の変わり目に入り寒い日も続いているが、当協議会に出席いただき感謝申し上げます。新型コロナウイルス感染症の感染者数については日々減少し、収束の兆しも見えつつある。

前回の協議会にて保険税率の見直しという議案が出され、税率を上げたことにより低所得者の収納率の低下に繋がるのではないかと懸念もあることと思うが、県と蕨市の保険税水準に35%の差があり、その差を令和9年度までに埋めなければならない、やむを得ない状況である。本日は頼高市長より諮問があるが、国保の在り方を考える重要な機会であり、皆様の貴重な意見を伺いながらご審議のほどよろしくお願ひしたい。

【3. 市長挨拶】

国保運営協議会委員の皆様には日頃から国保の円滑な運営にご尽力いただき、また多忙のところ出席していただき、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に歯止めがかかっており、緊急事態宣言も解除され、25日に埼玉県で規制の全面解除の方向で向かっている。市民の皆様にも様々なところで協力をお願いしており、感謝申し上げます。特に感染者数が急増していた第5波の際には、自宅療養を余儀なく強いられた方もおり、市からも独自にパルスオキシメーターの貸し出しを行った。また、病院へすぐに搬送できない状況が続いていたため、救急車と支援車両1台を稼働させ、酸素投与ができる機材を設置し、重症化前の患者の対応にあたった。時短営業等で打撃を受けていた商店街向けの事業として「織りなすカード」を支給し、多くの市民にご利用いただいた。ワクチン接種においては、高齢者は9割以上が2回目の接種を終え、市民全体では7割近くの方が2回目の接種を終えている。11月からは接種体制の縮小を図るとともに今後は3回目の接種の検討段階に移る。

本日の協議会は国保税率の見直しについて諮問をさせていただく。税率の見直しについては前回の協議会で、第2期埼玉県国保運営方針にて令和9年度までに保険税水準の統一が明記されたことを踏まえ、税率の引き上げをせざるを得ないという状況を説明させていただいた。今後の大きな課題のため、協議会も例年に加え3回多い開催であるが、ご協力のほどお願い申し上げます。そのほか、特定保健指導や特定健診についてもそれぞれ改善をし、特定健診は受診率が県内14位から12位へ上昇し、特定保健指導は県内最下位だったが、9%上昇し、低迷からの脱却を図った。

国民健康保険は、市民の健康と命を守る重要な皆保険制度であり、今後も持続可能な制度とするため、国保の円滑な運営に向けて引き続きのお力添えを心からお願い申し上げます。

【4. 諮問】

市長より、会長に対して国民健康保険税の税率の見直しについて諮問がされた。

【5. 審議事項】

(1) 議案第1号 蕨市国民健康保険条例の一部改正(案)について

上記のことについて、事務局から説明した。

(議案第1号 蕨市国民健康保険条例の一部改正(案)について、

資料1 蕨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について 参照)

議案第1号 蕨市国民健康保険条例の一部改正(案)については、次のとおり質疑応答を行い、議案第1号資料のとおりとすることで了承された。

委員： 産科医療保障制度とは、保険者から直接医療機関へ支払われる仕組みか。

事務局： 出産一時金と合わせて、連合会を通じて医療機関へ直接支払いをする制度である。産科医療保障制度の適用外の病院の場合は、直接被保険者の方へ

支給をする。

委員： 自身の経験として出産費は 30 万円程度であったが、42 万円という額は適正か？

事務局： 厚労省の資料によると、平均 46 万円であるため、適正であると考える。

委員： 他市も同じ金額か？

事務局： 少子化対策として金額を加算している市町村もあるようだが、基本的には健康保険法の施行令と同額である。

(2) 議案第 2 号 蕨市国民健康保険税の税率の見直しについて

上記のことについて、事務局から説明した。

(議案第 2 号 蕨市国民健康保険税の税率の見直しについて、

資料 2 令和 4 年度蕨市国民健康保険税 税率見直しの方針について、

資料 3 令和 4 年度蕨市国民健康保険税試算案、

資料 4 所得階層別世帯数 (全体)、資料 5 蕨市国民健康保険税額の比較、

参考資料 1 令和 3 年度県内市の保険税率状況、

参考資料 2 県内市の 1 人当たり法定外 (その他) 繰入状況 参照)

議案第 2 号 蕨市国民健康保険税の税率の見直しについては、次のとおり質疑応答を行い、次回以降の継続審議とすることで了承された。

委員： 資料 5 の表は年間の税額か？支払い回数に変更はあるか？

事務局： 年間の税額である。支払い回数は変わらず年 8 回の納期である。

委員： 情勢を鑑みて、令和 4 年度も現行の税率のままとする場合、考えられる影響はあるか？

事務局： 医療費も年々増加しており、令和 9 年度までに税水準の統一をしなければならぬ状況であるため、現行の税率で維持すると後年度に急激に負担を引き上げることとなる。また、令和 6 年度までに団塊世代が大幅に抜けるため、被保険者数が減少することも踏まえて今回の試算案とした。

委員： 第 3 期運営方針はいつ策定されるか。

事務局： 令和 6 年度である。令和 4 年度に試案を示され、令和 5 年度までに協議をし、策定という流れとなる。

委員： 次期に向けて市から意見を挙げる機会はあるか？

事務局： はい。

委員： 法定外繰入金について、令和 4 年度に改正した場合どの程度になるか。

事務局： 令和 4 年度について具体的にはお伝え出来かねるが、1 人あたり納付金金額が現行のままであれば、試算案通り 13%の上昇が可能として、令和 4 年度分の赤字解消が達成できる所存である。

委員： 令和 3 年度の法定外繰入金の総額はいくらか？

事務局： 6 億 4,462 万 5,000 円である。

委員： 税率の見直しに向けて、収納率の向上や保健指導において工夫していることはあるか？

事務局： 保健指導については、医療費は生活習慣病が多くを占めているため、委託で行っていきたいと考えている。
収納率についてはコールセンターを設け、滞納者へ架電を行っており、段々と効果を発揮している。

委員： 未申告世帯とはどういった世帯か？

事務局： 収入の申告をしていない方が未申告者である。被保険者の収入により課税を行うため、収入がない場合は申告をすれば軽減が適用されるが、申告をしない場合は軽減が適用されない。

委員： 資料 5 のケース④と⑥とでは、合計の収入は同額なのに税額が全く異なるようだがなぜか？

事務局： 収入に対しての控除が給与よりも年金の方が大きいため差が生じる。また、ケース④は 2 人分の控除、ケース⑥は 1 人分の控除が適用となるため、人数に比例して控除の額は決定する。

(3) その他について

- ・新型コロナウイルス感染症に伴う保険税の減免及び傷病手当金の支給状況について
(資料6 令和3年度新型コロナウイルス感染症に伴う保険税の減免及び傷病手当金の
支給状況について 参照)

上記のことについて事務局から説明し、その後、次のとおり質疑応答を行った。

委員： 他市の状況は把握しているか？

事務局： 集計や調査を行っていないため、不明である。

委員： 却下されている世帯は、減収していない世帯か？

事務局： 主に収入の減少が3割に満たない世帯である。

委員： 減免と傷病手当金の財源はどこからか？

事務局： 傷病手当金は国から10分の10の補助、減免は国から調整対象需要額に応じて10分の4程度、県の補助金と合わせて10分の7程度になると考えている。

【6. 閉会】

本日の議題については全て終了した。以上をもって、本日の「蕨市国民健康保険運営協議会」を閉会する。大変お疲れ様でした。

以上